

### 「伝説地」の文化財保護をめぐる動向と新たな取り組みについて：「記憶の場」の保存による地域アイデンティティ形成の視点から

馬場, 憲一 / BABA, Kenichi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration : reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

62

(発行年 / Year)

2017-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013714>

<論 文>

## 「伝説地」の文化財保護をめぐる動向と新たな取り組みについて —「記憶の場」の保存による地域アイデンティティ形成の視点から—

馬 場 憲 一<sup>1)</sup>

**【抄録】** 近年、歴史学をはじめとする多くの学問分野において、「集散的（集团的）記憶」にもとづく研究が行われてきている。しかし文化財政策研究の観点から伝説地＝「記憶の場」を文化財として捉え、その保存の沿革や活用という視点から分析し論じた研究は行われていない。そのため本稿では文化財としての「伝説地」をめぐる行政上の沿革や文化財として認知されることによってどのような波及効果が生まれてきているのかという諸点から考察した。その結果、東京都の場合、戦前からの歴史的な経緯の中で長年にわたり都民に親しまれてきていた「伝説地」という文化財の存在を認めることができたが、近年に至り、「伝説地」を文化財概念から除くという文化財保護行政上ゆゆしき問題が生じてきている現状を指摘した。一方、東京都三鷹市の事例から「伝説地」が行政によって文化財登録された結果、伝説地＝「記憶の場」が地域アイデンティティ形成に大きく貢献してきている状況を実態に即して検証し紹介した。

**【キーワード】** 伝説地 記憶の場 歴史的公共空間 文化財の保存と活用

### はじめに

近年、歴史学や社会学、さらに地理学などの分野から、過去の事件・事象に関し後世の人々がそれらをどのように記憶し認識していったのかという観点から「集散的（集团的）記憶」の研究が注目されている。筆者はその集散的記憶を想起させる伝説地＝「記憶の場」<sup>1)</sup>を、市民の地域アイデンティティ形成に大きく貢献していく文化財（＝地域資源）として保存・活用されていくべきもの

---

<sup>1)</sup> 「記憶」については、1980年代末以降、戦争被害者の記憶から国民国家論での記憶、さらに脱国民国家論的な歴史意識の中での記憶などとして論じられてきているが（『現代社会学事典』弘文堂 2012年12月）、本稿では「記憶の場」を集団が認識しその知覚したコトを時代を超えて受け継いでいく歴史のかつ文化的な場（サイト）で地域コミュニティ形成の上で意識面において大きな役割を担う有用な場所と定義した。

---

<sup>1)</sup> 法政大学大学院人間社会研究科／現代福祉学部教授

と考えている<sup>2</sup>。

本稿では、上記のような視点を踏まえ文化財としての「伝説地」をめぐる行政上での取り扱いの歴史的経緯やその状況を明らかにし、「伝説地」を行政が文化財として認知（⇒ 指定または登録）させることによって、その場が「歴史的公共空間」として認識され地域住民によるアイデンティティ醸成につながってきている状況を考察し、現行の文化財保護行政の課題とその中での新しい動きを論じていくことにした。

## 1. 文化財としての「伝説地」の取り扱いについて

1950年（昭和25）5月の文化財保護法制定以後、伝説地＝「記憶の場」を文化財として取り扱ってきた東京都内の自治体についてみていくと、東京都と東京都内の20自治体の文化財保護条例および文化財指定・登録基準などの中に伝説地を文化財としていることを確認できる<sup>3</sup>。

ここではそのうち東京都と三鷹市の2自治体における文化財としての「伝説地」の取り扱いについてその沿革をみていくことにする。

### （1）東京都文化財保護条例での「伝説地」

#### ① 文化財としての「伝説地」の沿革

東京都においては、2007年（平成19）11月16日の「東京都文化財指定基準」の改定以前までは「旧跡」という種別に対し「著名な伝説地及び特に由緒ある地域の類」が指定対象となっており<sup>4</sup>、「伝説地」が文化財として取り扱われていたことがわかった。

遡って、この「旧跡」として捉えられていた「伝説地」がどのようにして指定文化財となっていたのか、以下、その沿革をみていくことにする。

東京都の前身である東京府が史料や史蹟、さらに天然記念物、勝地など今日で言うところの文化

<sup>2</sup> 伝説地＝「記憶の場」を文化財として捉えて、保存・活用という視点からの研究としては管見のかぎりでは確認できないが、荻野昌弘編『文化遺産と社会学 ルーヴル美術館から原爆ドームまで』（新曜社 2002年2月）には地域の集成的記憶と文化遺産について観光化や文化遺産化という視点からの論考が散見できる。

<sup>3</sup> 文化財の指定・登録基準で「伝説地」を文化財として捉えている基礎的自治体は港区（文化財種別－旧跡）、文京区（同一史跡）、江東区（同一史跡）、品川区（同一史跡）、目黒区（同一史跡）、渋谷区（同一史跡）、北区（同一史跡）、八王子市（同一旧跡）、立川市（同一旧跡）、三鷹市（同一史跡）、青梅市（同一旧跡）、昭島市（同一旧跡）、調布市（同一旧跡）、奥多摩町（同一旧跡）、新島村（同一旧跡）、三宅村（同一旧跡）など20区市町村である（東京都教育庁地域教育支援部管理課編『東京都文化財総合目録（平成二十六年年度）』2014年12月）。

<sup>4</sup> 「東京都文化財指定基準」（昭和52年1月14日 東京都教育委員会告示第2号）〔『文化財の保護』第15号（東京都教育庁社会教育部文化課 1983年）129～132頁 所収〕。

財に対し保存に取り組むようになったのは、1918年（大正7）からである。その年の10月26日に「東京府史的記念物天然記念物勝地保存心得」<sup>5</sup>という布告を出し地方段階での保存が開始されるが、その保存対象の中の史蹟では「著名ナル事件及人物ニ由縁アル土地ヲ含ム」という定義があり、後に「伝説地」に繋がるような規定もみることができる。ついで1919年4月には史蹟名勝天然記念物保存法が公布され、該当する史蹟・名勝・天然記念物については内務大臣による指定と地方長官（知事）による仮指定の制度も定められているが、それらを指定する基準については1920年1月に「保存要目」が作成されていた<sup>6</sup>。その保存要目の「史蹟の部」の基準の11番目に「重要なる傳説地」という基準があり、事例として「櫻井驛楠木父子袂別の地」や「美作の院の荘兒島高德櫻木に記を記したところ」など具体的な伝承と場所が明示されていた<sup>7</sup>。このように東京府では府独自の「東京府史的記念物天然記念物勝地保存心得」と史蹟名勝天然記念物保存法によって伝説地を調査し、該当地を「標識」や「仮指定」を行っている。

そのような中で能作者観世元雅の能楽作品「隅田川」に関わる伝説地とされる梅若塚（現・東京都墨田区堤通2-16 区立梅若公園内 写真1参照）は1920年3月、東京府史的記念物天然記念物勝地保存心得によって東京府の史蹟に標識され、同じくその能楽「隅田川」に登場する梅若丸の母親の墳墓とされる妙亀塚（現・東京都台東区橋場1-28-12 区立妙亀塚公園内 写真2参照）は1925年6月6日に史蹟名勝天然記念物保存法によって仮指定されている<sup>8</sup>。また鶴屋南北の歌舞伎作品「東海道四谷怪談」のモデルとなっていたお岩を祀っていたお岩稲荷神社の旧地とされる田宮稲荷神社跡（現・東京都新宿区左門町17 写真3参照）は、1931年（昭和6）12月2日、東京府の史蹟として標識されていた<sup>9</sup>。

1945年8月の第2次世界大戦後、1950年5月に至り文化財保護法が制定され戦前制定の文化財関連の法律は廃止となり、文化財保護行政はこの文化財保護法に一本化された。これに伴い1951年、国の文化財保護委員会は都道府県教育委員会に対して文化財保護条例制定を文案を提示し促している<sup>10</sup>。

<sup>5</sup> 「東京府公報 東京府告示第 339 号」〔『文化財の保護』第 15 号（東京都教育庁社会教育部文化課 1983 年）111～112 頁 所収〕。

<sup>6</sup> 「史蹟名勝天然記念物保存要目」（『史蹟名勝天然記念物』第 4 巻第 1 号 8～9 頁）。

<sup>7</sup> 「史蹟名勝天然記念物保存要目中史蹟の解説（續）」（『史蹟名勝天然記念物』第 4 巻第 3 号 45 頁）。

<sup>8</sup> 東京都教育庁地域教育支援部管理課編『東京都文化財総合目録（平成二十六年年度）』（2014 年 12 月）、東京都教育庁生涯学習部文化課編『東京都の文化財 四 旧跡』（1992 年 3 月）。

<sup>9</sup> 同上。ここで紹介した 3 件の史蹟について、どのような理由によって標識または仮指定されたか明確な理由は定かではない。またそれらの理由とともに戦前期の標識・仮指定された史蹟の実態については今後の研究課題としたい。

<sup>10</sup> 金山正好「文化財保護のあゆみ」（『文化財の保護』第 15 号 14 頁）。



写真1 梅若塚



写真2 妙亀塚 (『東京都の文化財 四 旧跡』より転載)



写真3 田宮稲荷神社跡



写真4 将門塚

東京都教育委員会はこれに応じ、1952年4月東京都文化財保護条例を公布・施行し、独自に東京都の区域内にある文化財のうち、都にとって重要なものについてその保存と活用のための必要な措置を講ずることとしている。同時にその東京都文化財保護条例施行以前に東京府史的記念物天然記念物勝地保存心得で標識されていた史的記念物・天然記念物、さらに史蹟名勝天然記念物保存法によって指定または仮指定を解除された史蹟および天然記念物については、新しく制定された東京都文化財保護条例によって指定された「都史跡」と「都天然記念物」に見做すこととし<sup>11</sup>、戦前期

<sup>11</sup> 1952年4月施行の東京都文化財保護条例(条例第25号)『文化財の保護』第15号(東京都教育庁社会教育部文化課1983年)112~114頁 所収)の「附則」の規定による。



に「伝説地」として標識または仮指定されていた場所は東京都文化財保護条例によって、引き続き指定文化財として取り扱われていた。

1955年3月、東京都教育委員会は東京都文化財保護条例の改廃を行い、新たな東京都文化財保護条例を制定しているが、この条例によって指定文化財に「都旧跡」という種別を加え、都旧跡については「標識・説明板の設置のみで事足る史跡を指」<sup>12</sup>すものとし、1952年制定の旧条例で「史跡」と見做した指定文化財については当分の間「都旧跡」と見做すこととしている<sup>13</sup>。1955年3月の新しい条例の制定に伴い東京都教育委員会では1955年7月14日「東京都文化財指定基準」（東京都教委告示第54号）を定め、「都旧跡」の指定基準の5番目に「いちじるしい由緒伝説地」と明記し、この段階で伝説地が都旧跡として取り扱われることとなり、はじめて指定基準によって明確に文化財として位置づけられることになった。これにより東京都教育委員会は1971年3月29日付で平安時代中期の武将平将門の首塚とされる伝説地の将門塚（現・東京都千代田区大手町1-2 写真4参照）を都旧跡に指定し、積極的に伝説地の指定文化財化に取り組んでいる<sup>14</sup>。

その後、文化財保護法の大幅な改正をうけて、1976年7月東京都文化財保護条例の全面改定が行われていたが、1955年3月制定の旧文化財保護条例で当分の間「都旧跡」と見做されたものに対しては新たな文化財保護条例では「都指定旧跡」と見做すこととなり<sup>15</sup>、新しく規定された東京都文化財指定基準（1977年1月14日 東京都教育委員会告示2号）では「都指定旧跡」の指定基準を「(一) 歴史の正しい理解のため重要な遺跡で、著しく原形が損なわれているもの又はその遺構が完全に消滅しているもの」「(二) 著名な伝説地及び特に由緒ある地域の類」と定め、引き続き「伝説地」を文化財と認定し文化財指定の対象として取り扱ってきていた<sup>16</sup>。

<sup>12</sup> 前掲注10の金山論文（『文化財の保護』第15号 15頁）。

<sup>13</sup> 1955年3月28日施行の東京都文化財保護条例（条例第18号）〔『文化財の保護』第15号（東京都教育庁社会教育部文化課 1983年）114～117頁 所収〕の「付則」による。

<sup>14</sup> 東京都教育庁生涯学習課編『東京都の文化財 四 旧跡』（1992年3月）7頁。

<sup>15</sup> 1976年7月1日施行の東京都文化財保護条例（東京都条例第25号）〔『文化財の保護』第15号（東京都教育庁社会教育部文化課 1983年）119～129頁 所収〕。

<sup>16</sup> 東京都指定旧跡については、2000年3月、東京都教育委員会で検討した条例改正案（骨子）の中でも取り上げられ文化財として位置づけられている（東京都教育庁生涯学習部文化課編『21世紀を展望した文化財保護行政の指針』2000年3月31日）。拙著『地域文化政策の新視点—文化遺産保護から伝統文化の継承へ—』（雄山閣 1998年9月）では、旧跡を「無形の史跡」として保存していく意義と必要性を説いている。しかし現在指定されている旧跡の中には明治の元勲の墳墓や軍人乃木希典関連遺跡、さらに赤穂浪士関連遺跡などのように戦前期の国民の思想教育に利用されたと思われる旧跡もあり（拙稿「文化財講座 赤穂事件とその旧跡」〔『東京の文化財』第43号所収 1989年12月）、その評価と取扱いについては文化財行政上の課題でもある。高木博志氏は東京都の旧跡について「今日に残る名教的史蹟であり、戦前との歴史意識の連続性に支えられている」と評している〔高木博志「第一次世界大戦前後の日本の文化財保護と伝統文化」(山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦』第3巻所収 2014年6月)〕。

## ② 史跡等整備検討委員会報告と東京都文化財指定基準の改定

前項で述べてきたように東京都内で伝承されてきた文化財としての「伝説地」は戦後の文化財保護条例制定後も半世紀にわたって文化財として都民に親しまれ保存・継承されてきていた。しかし2002年6月、東京都教育委員会はそれまでの指定基準を再検討し指定基準の見直しを行うため史跡等整備検討委員会（東京都文化財保護審議会委員7名で構成）を立ち上げ、同検討委員会に史跡をはじめ名勝・旧跡などの指定基準について検討を依頼し、2004年3月、「旧跡」については「今後新たな指定は行わない、旧跡の廃止を視野に入れた指定基準の改正を行う、旧跡から他の種別（史跡・有形文化財等）へ変更すべきものは、所有者の同意を得て速やかに措置する」<sup>17</sup>ことなどの報告をうけている。これによって、以後、東京都教育委員会ではその報告内容に沿って取り扱いを検討していくこととなった（写真5参照）。

その検討の結果、2007年11月16日、東京都教育委員会は告示63号によって東京都文化財指定基準を改定し「旧跡」の指定基準を「(一) 東京都指定史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺構に歴史的価値の痕跡が残っているもの又は旧態を推定し得るもの(二) 墓石、石碑その他歴史的価値ある記念物」に変更し、歴史性や歴史的価値に繋がる遺構を有する準史跡的な「モノ」にのみ、その価値を見出し、「伝説地」は文化財の対象外とした。これによって「伝説地」についてはその価値判断から文化財の対象外に位置づけられ、歴史学における「社会史」的視点を無視するような対応が図られるに至っている<sup>18</sup>。

---

<sup>17</sup> 『文化財の保護』第38号 52頁。なお「史跡等整備検討委員会報告（抜すい）」は同書55～74頁に掲載してある。

<sup>18</sup> この旧跡の指定基準変更の経緯については、東京都教育庁の担当者からヒアリング調査でいくつかの情報を得ているので別途研究発表を考えている。





## (2) 三鷹市文化財保護条例での「伝説地」

### ① 東京都三鷹市について

東京都三鷹市は、新宿副都心から西へ約10数キロの距離に位置し、都心に近接しているにもかかわらず、緑豊かな町で、1970年代には行政主導で住民協議会を立ち上げるなどコミュニティ政策の先進自治体である。

この三鷹市において文化財保護条例が制定・施行されたのは1972年3月31日のことであり、最初に市の文化財指定が行われたのは1978年5月8日で、その文化財保護行政への取り組みは都内の自治体の中でも後進的な自治体の一つであった。

### ② 三鷹市文化財保護条例を全面改正

その三鷹市の文化財保護行政に転機が訪れたのは2006年4月1日に文化財保護条例を全面改正し施行して以降のことである。その条例では文化財の保存・活用にあたって、行政が「市民の自主的な活動の支援」に努めることや「市民等との協働」を行うことなどが明文化されるとともに、文化財の登録制度を導入し幅広く文化財の保存と活用に努めることなどが規定されていた<sup>19</sup>。

そして、文化財保護条例の改正によって導入された文化財登録制度をうけて、文化財保護法では文化財と見做されていない「口頭伝承」「伝説地」「地名」「屋号」など市民にとって身近に感じることができるものを登録文化財の対象とし、それらを文化財の範疇で捉え文化財概念の拡大を図っている。特に今回、「記憶の場」として取り上げた「伝説地」について、東京都では先述の通り2007年11月16日以降、文化財の対象外としてしまったが、三鷹市では文化財条例の改正に伴って策定された「三鷹市文化財の指定及び登録基準」(2008年4月1日施行)の中で「著名な伝説地及び特に由緒ある地域の類」を文化財として積極的に位置づけ「伝説地」については「三鷹市登録史跡」の対象としている。

## 2. 「伝説地」としての柴田勝家兜埋納伝承地の成立

### (1) 勝淵神社と柴田勝家

本稿で取り上げる伝説地＝「記憶の場」は、三鷹市新川3丁目20番17号に立地する「勝淵神社」という古社の境内地である(写真6参照)。

勝淵神社の創建年代は定かではないが、元和元年(1615)、織田信長に仕え戦国時代の武将とし

---

<sup>19</sup> 三鷹市文化財保護条例(2006年3月30日条例第8号)。

て知られた柴田勝家の孫の勝重が大坂夏の陣で戦功を挙げ、武蔵国多摩郡仙川郷（現・東京都三鷹市新川および中原）の地に江戸幕府から領地を賜わり（『寛政重修諸家譜』）、領主となって以降、勝淵神社は当地（後の上仙川村）の鎮守社として人々に厚く信仰されてきていた。この神社に伝わる「柴田勝家兜埋納」伝説の成立状況を示すと以下のような過程を経て成立してきていた<sup>20</sup>。



写真6 勝淵神社

## （2）「柴田勝家兜埋納」伝説の成立過程

天明5年（1785）作成の「柴田勝家位牌奉安添状」（春清寺文書）に、柴田勝家の兜について「於是祠以遠祖君之兜今勝淵之神是也」〔読み下し文→ここにおいて祠るに遠祖君（柴田勝家）の兜をもってす。今の勝淵の神はこれなり〕とある。文政3年（1820）、八王子千人同心植田孟緝によって編纂された『武蔵名勝図会』には「勝淵明神 柴田氏此地を領せしより、先祖柴田勝家か霊を祭り、勝家兜を埋しといふ」とある。これによって「柴田勝家兜埋納」伝説が成立することになる。

<sup>20</sup> 「柴田勝家兜埋納」伝説の成立過程については、拙稿『「記憶の場」の形成と『歴史的環境』との関わりについて－勝淵神社の柴田勝家兜埋納伝説を事例に－』（『現代福祉研究』第15号 2015年3月）で詳述しているので、ここではその論考の一部を要約して記述しておくことにする。詳細は拙稿の当該部分を参照のこと。

### (3) 近現代の「柴田勝家兜埋納」伝説

昭和10年代には、「明神様の兜塚には、金の兜が埋めてあるから掘ると目が潰れるそうだ」<sup>21</sup>という伝承として子供たちの間に伝えられていた。第2次世界大戦後、地域住民と勝淵神社との関わりは薄れ、子供たちの間でもその伝承は語り継がれることはなかったようである。

昭和20年代末～昭和30年代初めの頃、戦前からあった兜塚にカミナリが落ち、被災した塚上のカシは枯死し、その後、兜塚は放置された(写真7参照)。昭和63年(1988)10月、勝淵神社氏子会の手によって兜塚が再興され、「柴田勝家兜埋納」伝説は再び年配の氏子を中心に語り継がれてきていた。



写真7 兜塚と御神木

### 3. 「歴史的公共空間」としての柴田勝家兜埋納伝承地の誕生

前節で述べたように柴田勝家の兜伝説は、天明5年(1785)の「柴田勝家位牌奉安添状」の記述を始まりとするが、兜埋納伝説は『武蔵名勝図会』〔文政3年(1820)編纂〕にみられるように

<sup>21</sup> 井上利明『戦国武将柴田一族と島屋敷』(1997年)。

江戸時代後期に成立し、以後、地域の人々に受け継がれ戦前までは口伝により伝承されており勝淵神社境内が「記憶の場」として形成されつつあったことが確認できる。

このように「柴田勝家兜埋納」伝説は江戸時代後期に成立し地域の人々に受け継がれ、戦前まで口伝によって伝承され、その伝承によって勝淵神社境域は「記憶の場」として、地域住民にとっての「歴史的空間」として存在していたものと考えられるが、その場が歴史的な公共空間として認識され新たな取り組みと活動が始まる状況を以下述べていくことにする。

## (1) 文化財登録の経緯

### ① 勝淵神社文化財総合調査の実施

三鷹市教育委員会は、勝淵神社氏子会から「勝淵神社」の文化財指定および登録要請をうけて、2010年9月市文化財保護審議会による現地調査を実施した。その結果、市文化財保護審議会で各専門分野を担当する審議会委員をメンバーとするワーキンググループを結成し、翌2011年5月～2012年3月にかけて勝淵神社とその周辺を調査対象として、自然環境、石造物、考古学、建造物、古文書、民俗、絵馬、幟、歴史の9分野について調査を行い、313頁にわたる大部な『東京都三鷹市 勝淵神社文化財総合調査報告書』（三鷹市教育委員会 2012年3月 写真8参照）を作成した。

そして、その文化財総合調査を通して勝淵神社が立地する一帯が都市化する地域社会の中にあつて、社叢を成し歴史・文化に関わる遺産を伝承させる貴重な場所であることが認識されることになった。

### ② 柴田勝家兜埋納伝承地の文化財登録

その勝淵神社文化財総合調査報告をうけて、三鷹市教育委員会事務局では勝淵神社境域を「柴田勝家兜埋納伝承地」として文化財登録するために「勝淵神社及びその境域は、柴田勝家の兜を埋めたという著名な伝承地として、また江戸時代以降旧上仙川村の鎮守として、地域の厚い信仰を集め、祭礼の場としても位置づけられた長い歴史を有している。市域に稀有な伝承地として重要である。」との理由を付して、2012年6月1日三鷹市教育委員会定例会に提案し、文化財登録することについて可決されている<sup>22</sup>。これによって2012年6月6日付けで柴田勝家の兜埋納伝説地である勝淵神社境域全体が「柴田勝家兜埋納伝承地」として三鷹市の「史跡」に登録された。

---

<sup>22</sup> 「平成24年第6回教育委員会定例会会議録」（平成24年6月1日）。



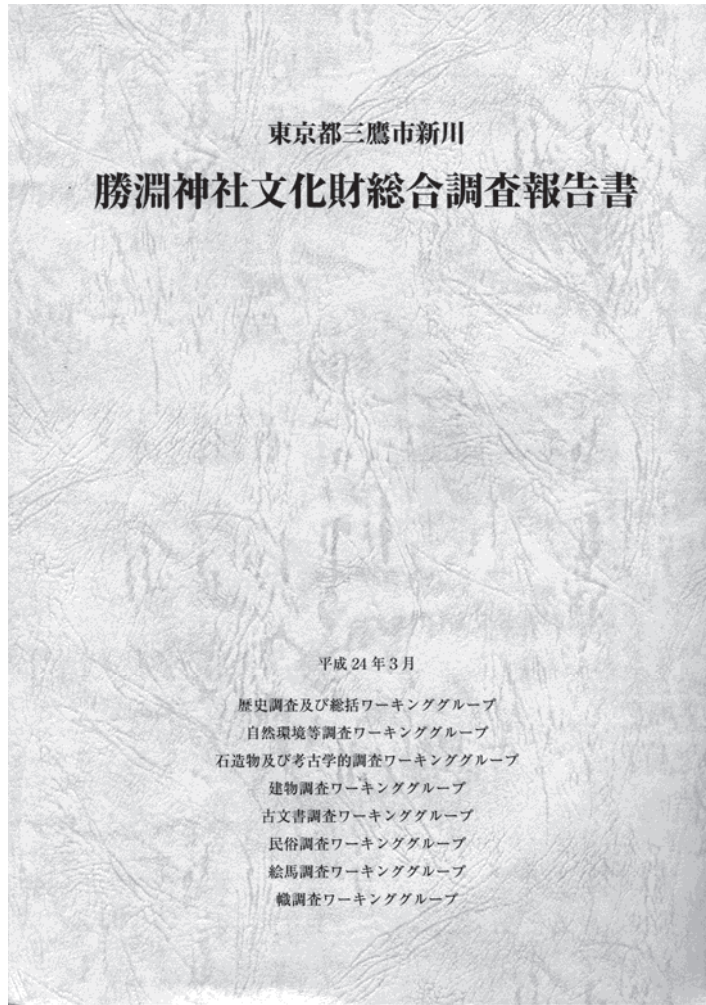


写真 8 勝淵神社文化財総合調査報告書

## (2) 文化財登録後の行政の対応と地域での取り組み

### ① 文化財登録の市民への周知

三鷹市の登録史跡となった「柴田勝家兜埋納伝承地」は、早速『広報 みたか』(No.1479 2012年7月15日発行)のトップページに1面を使って取り上げられた(写真9参照)。それによって「行ってみよう！ 三鷹の歴史スポット」「新たな登録史跡 柴田勝家兜埋納伝承地から始まる歴史散歩」との見出しで、「意外にも、市内の見慣れた場所に、豊かな歴史の物語が眠っている」との解説を付けて当該伝承地周辺の文化財とともに紹介が行われ、市民への周知が図られている。

# みたか

**広報**  
MITAKA City  
Information

No.1479 | 平成24年 | 2012.7.15

毎月第1・第3日曜日発行  
広報みたかばシルバー人材センター  
の会員がお届けしています。

発行：三鷹市  
編集：秘書広報課  
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

市役所代表電話  
☎0422-45-1151(代)

ホームページ  
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト  
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/ll

今号の紙面から

後期高齢者医療制度のお知らせ ……2面  
国民健康保険のお知らせ ……2面  
夏休みイベント特集 ……3面  
市からのお知らせ ……7面から

スポーツ祭東京2013  
SPOKESMAN

**新たな登録史跡①勝淵神社 (新川3-20-17)**

柴田勝重の知行を継起する旧上仙川村の鎮守  
水神である弥都波能売神(みづはのめのかみ)を祭り、地元では「みょうじんさま」の名で親しまれています。創建された年代は古く定かではありませんが、江戸時代に柴田勝家の孫に当たる勝重が領主となって以降、上仙川村の鎮守として人々にあつく信仰されてきました。今年6月に、兜塚を含む境内域が市の登録史跡となりました。

◆兜塚(戦国武将・柴田勝家の兜埋納伝承)  
この塚がある勝淵神社境内には、織田信長の重臣であり、信長の死後、豊臣秀吉に敗れてお市の方と共に自刃した、柴田勝家まつわる伝承が残っています。江戸時代、勝重は徳川家康に仕え、慶長20・元和元(1615)年に現在の鳥屋敷遺跡一帯(旧上仙川村一帯)を拝領しました。勝重は新たな領地を治めるに当たり、家宝であったはずの祖父・勝家の兜を水神の森に祭つたとされており、後に境内にあった塚と榎(かし)のご神木が、兜塚と呼ばれるようになりました。



**②鳥屋敷遺跡(新川4-5丁目)**

「陸上の島」のようにあった屋敷跡  
この一帯は元々、周囲を水田に囲まれた島状の地形をしており、鳥屋敷と呼ばれていました。中世には武蔵七党の一つである村山党の武士、金子氏の屋敷があったと伝えられ、江戸時代初期には柴田勝重が陣屋を構えて居住していました。平成4年からの発掘調査では、中・近世の建物跡や墓、近世の庭園跡、大量の陶磁器類などが発見されています。  
※現地で見学などの見学はできません。

行ってみよう!  
三鷹の歴史スポット

新たな登録史跡  
しはた かついさ かぶと まいのう てんしょうす  
**柴田勝家兜埋納伝承地**  
から始まる歴史散歩



壮大な歴史絵巻に触れる場所といえば、あなたは何を思い浮かべますか。各地の有名な城や古戦場、遺跡、それとも貴重な資料を収蔵した博物館や資料館でしょうか。  
しかし意外にも、市内の見過された場所に、豊かな歴史の物語が眠っている事をご存じないかも知れません。その一つが、安土桃山時代の戦国武将・柴田勝家まつわる勝淵神社(新川3丁目)境内の「柴田勝家兜埋納伝承地」です。6月に新たに市の登録史跡(※)となった歴史スポットで、知る人ぞ知る中近世の歴史を現在に伝えています。  
また、周辺にもゆかりの深い多くの文化財が残されており、見所も盛りだくさん。この夏、三鷹で歴史散歩を楽しんでみませんか。  
※市では地域で受け継がれてきた有形・無形の文化財を指定・登録し、次世代へ引き継ぐ取り組みを進めています。【柴田勝家兜埋納伝承地】は、初の登録史跡です。  
◎生涯学習課☎内線3315

**③天神山遺跡(新川2-5)**

台地に残る中世城館の痕跡  
天神山は、16世紀前半(戦国時代)に作られたと考えられる城跡です。蛇行する仙川に沿って三方を川に囲まれた細長い地形が天然の要害となり、城の守りを固めるのに適した立地であったと考えられています。北側に設けた堀と土塁は今も残り、見学することができます。横攻する敵を側面から攻撃する横矢掛かりといわれる仕掛けが特徴的です。

**④春清寺(新川4-22)**

中興の祖・柴田勝重の菩提寺  
1600ごろ創建の寺を、柴田勝重が先祖の菩提を弔うために改築し、中興の祖となりました。柴田家は三代にわたり80年ほどこの地を治め、春清寺には勝重をはじめとする子孫たちの墓と柴田家の由来を記した石碑があります。勝重の墓は身分の高い者におみ許される宝篋印造(ほうきょういんどう)型をしており、荘厳な行まいます。



「柴田勝家兜埋納伝承地」史跡登録記念の催し

**エコミュージアム入門講座「丸地の里周辺の中近世」**  
旧上仙川村・野川村周辺の歴史と文化財をテーマにした講座とウォーキングを開催します。  
※エコミュージアムとは、地域の文化や景観を「まるごと博物館」として親しみ取り組みます。  
◎①80人、◎②30人(◎に2回とも参加した人)  
◎①講座=7月21日(日)、8月5日(日)午前10時~正午、◎ウォーキング=9月29日(土)午前9時30分~正午  
◎①教育センター、◎②勝淵神社周辺  
◎③当日会場へ、◎④8月5日の講座会場で申し込み(いずれも先着制)

**行ってみよう!三鷹まるごと博物館 勝淵神社と鳥屋敷遺跡に関する展示会**  
鳥屋敷遺跡の出土品から、柴田勝重ら一門が使ったと思われる年代の陶磁器類などを公開します。  
◎7月19日(土)~9月9日(日)午前9時30分~午後8時(土・日曜日、夜日は午後5時まで、月曜日第3水曜日は休会)  
◎三鷹図書館(本館) ◎南郷中会場

三鷹の文化・歴史をもっとくわしく知りたい方のために

**「みたか遊2マップ」をご利用ください**

三鷹市のエコミュージアムを紹介する地図で、各地域の歴史・文化にちなんだ見どころを掲載しています。同マップは、生涯学習課(教育センター2階)、緑と公園課(市役所5階)、みたか観光案内所、芸術文化センターで配布しています。市内の散策にご活用ください。

写真9 『広報みたか』(No.1479)

## ② 関連講座の開催

また、三鷹市教育委員会では毎年開講している「エコミュージアム入門講座」を2012年7月～9月にかけて3回開催しているが、この講座では「柴田勝家兜埋納伝承地（勝淵神社境域）史跡登録記念」という冠をつけた催しとしてポスターを作成して（写真10参照）、当該伝承地を含む地域を対象に「丸池の里周辺の中近世」というテーマで講演会と見学会を開催し、市民が延べ160名余り参加していた（写真11参照）。

三鷹市登録史跡「柴田勝家兜埋納伝承地（勝淵神社境域）」登録記念  
エコミュージアム入門講座  
行ってみよう！三鷹まるごと博物館  
丸池の里周辺の中近世  
第1回 7月21日(土) 午前10時～12時 会場：三鷹市教育センター（先着80名）  
「上仙山村のなりたちを探ろう」 講師：上野和男氏 国立歴史民俗博物館名誉教授  
第2回 8月5日(日) 午前10時～12時 会場：三鷹市教育センター（先着80名）  
「新川中流をまるごと博物館にしよう」 講師：馬場憲一氏 京大文学教授  
第3回 9月29日(土) 午前9時30分～12時 ウォーキング（1・2回参加者による中込制）  
「江戸時代の痕跡を探そう！」 講師：石井剛孝氏 三鷹市遺跡調査委員会  
参加無料 1・2回は連絡会場へお越しください。7月19日より三鷹市立図書館本館にて同名の 展示会を開催



写真11 エコミュージアム入門講座の受講風景

## 写真10 「エコミュージアム入門講座」ポスター

さらに史跡登録を契機に勝淵神社氏子会から神社の祭礼などで「柴田勝家の武者行列」を行いたいという話が出たのをうけ、三鷹市教育委員会では史跡登録された「柴田勝家兜埋納伝承地」の兜がどのようなものであったのかを推定復元することを目的に、翌2013年2月～3月に2回の文化財連続講座を開催し（写真12・13参照）、戦国大名の兜と甲冑、さらに柴田勝家が実際に使用していた兜はどのようなものであったのかを市民を対象に学習する機会を設け延べ80名の参加が認められている<sup>23</sup>。

<sup>23</sup> いずれの講座開催の状況については、三鷹市教育委員会生涯学習課学芸員下原裕司氏へのヒアリング調査にもとづき記述し、同氏から写真の提供を受けた。記して謝意を表する次第である。





写真12 「文化財連続講座」のポスター



写真13 「文化財連続講座」の受講風景

### ③ 地域の反応と対応

一方、当該伝承地の史跡登録の経緯で述べたように、その文化財登録の契機となったのは所有者の勝淵神社氏子会からの要請であった。そのため市の史跡に登録されたことは勝淵神社が立地する地域では喜びをもって受け止められ、2012年10月13日開催の勝淵神社例大祭では毎年行われる演芸大会に先立って「文化財登録記念報告会」が実施され、出席した市文化財保護審議会会長からは文化財登録に至った経緯や登録理由とともに「柴田勝家兜埋納伝承地（勝淵神社境域）」の文化財登録の意義などが祭り参加者の前で語られている（写真14・15参照）。このようにこの年の例大祭は当該伝承地の史跡登録によって例年にない大きな盛り上がりを見せていた。

また史跡登録から3年後の2015年には、柴田勝家の孫の勝重が現在の三鷹の地に江戸幕府から領地を賜わり、柴田勝家の兜埋納から400年にあたるとし、三鷹市教育委員会では「柴田勝家兜埋納400年－柴田家の歴史を紐解く」という文化財講演会を2015年9月に主催し（写真16参照）、さらに地元の勝淵神社氏子会では新たに400年記念の幟旗や自動車に貼る兜をデザインし「柴田勝家」と明記した記念ステッカーを製作するなど当該伝承地の文化財登録を契機に諸々の活動に取り組んできていた（写真17・18参照）。





写真14 勝淵神社例大祭のポスター



写真15 勝淵神社例大祭での史跡登録報告会

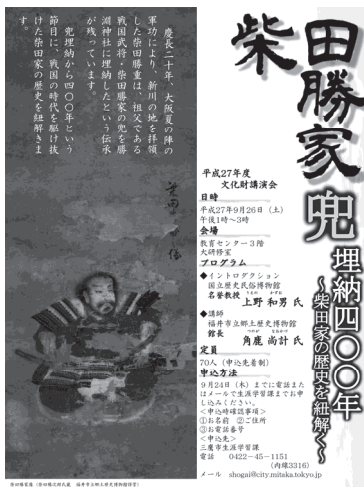


写真16 「400年記念講演会」のポスター



写真17 兜埋納400年記念の幟旗

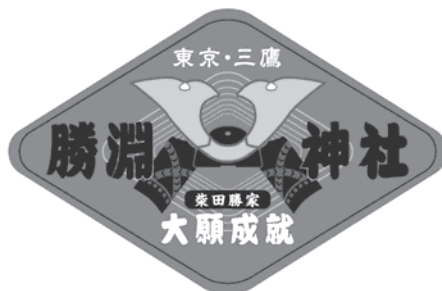


写真18 兜埋納400年記念のステッカー

## おわりに

以上、本稿では東京都や東京都内の自治体の文化財保護条例で文化財として認知されてきた「伝説地」を「記憶の場」と位置づけて、地域アイデンティティ形成の上で大きな役割を担う場所との視点に立って考察した。本研究で明らかになったことを要約すると以下ようになる。

「伝説地」は集合的記憶を想起させる「記憶の場」であり、その伝説地を今日で言うところの文化財として行政が保存の対象とするようになったのは、東京都の場合、戦前、東京府が1918年10月26日に布告した「東京府史的記念物天然記念物勝地保存心得」からであった。その後1919年4月には史蹟名勝天然記念物保存法が公布され、翌1920年1月にはその法律にもとづく指定基準である保存要目が定められ「重要な傳説地」が「史蹟」として位置づけられていた。

第2次世界大戦後、戦前に制定した文化財関連の法律は廃止され、新たに文化財保護法が1950年5月に制定され、同時に都道府県および市区町村などの自治体でも独自に文化財保護条例を施行し、文化財保護行政を展開してきていた。

そのような中で東京都の場合、戦前に文化財として認知してきた伝説地の梅若塚、妙亀塚、田宮稲荷神社跡を引き続き文化財保護条例によって文化財として指定し、さらに1971年には平将門伝説に所縁のある将門塚を新たに都旧跡に指定し伝説地を文化財として保護してきていた。しかしそのように長年にわたって都民に親しまれてきた文化財としての伝説地に対して、2007年11月16日、東京都教育委員会は史跡等整備検討委員会の報告にもとづき文化財の指定基準を改定し、それまで文化財として捉えていた「伝説地」を文化財の概念の中に含まないとの決定を行ない文化財保護行政の上で大きな問題を残すことになった。

一方、2008年4月1日、東京都の基礎的自治体である三鷹市においては新たに文化財の指定・登録基準を制定し「伝説地」を積極的に文化財として位置づけていた。そのような中であって、三鷹市域には古くから地域の人々に信仰されてきた勝淵神社という鎮守社が存在し、そこには江戸時代後期に「柴田勝家兜埋納」伝説が成立しており、戦前までは口伝によってその伝説を地域の人々が伝承してきていた。近年に至りその伝説が語り継がれている勝淵神社の氏子会から当該神社を文化財指定して欲しいとの要請をうけた三鷹市教育委員会は市文化財保護審議会委員による文化財総合調査を実施し、その勝淵神社境域が柴田勝家兜埋納地として貴重な場所との結論を得たので、三鷹市教育委員会では当該伝承地を2012年6月6日三鷹市の「史跡」に登録した。この「史跡」登録によって、当該伝承地は単なる「歴史空間」から「歴史的公共空間」と位置づけられることになり、三鷹市では広報誌で市民への周知や市民を対象とした講演会・見学会を積極的に開催している。同時に史跡登録された年の勝淵神社の例大祭では氏子会主催で文化財登録記念報告会が実施され、

さらに2015年は柴田勝家兜埋納400年にあたるとし、三鷹市主催の文化財講演会や勝淵神社氏子会による幟旗やステッカーの製作が行われるなど、伝説地の文化財登録を契機に行政と地域とが一体となった取り組みが行われており、伝説地=「記憶の場」を文化財登録することによって地域アイデンティティ醸成につながるような官民の活動など文化財保護にともなう新しい動きがでてきていることを確認できた。

このため「記憶の場」としての「伝説地」を文化財として捉え、その場所を指定または登録して市民に認知してもらうことは、今日の文化財政策上極めて有効な施策の一つであるということを指摘し、本稿のまとめとする。